LEGAL REPORT

「円滑な成年後見申立のために~準備事項について~」

2011.03.25



猪木·手島法律事務所 弁護士猪木健二 □弁護士登録 平成4年4月 (登録番号22432)

□事務所設立 平成7年4月

口主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 岡山芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13.~ 岡山弁護士会住宅紛争

審査会・紛争処理委員

H14.02.01~H22.03.31

岡山県建設工事紛争

審査委員

 $H17.04.\sim H18.03$

岡山弁護士会副会長

H18.05.~H21.04

日弁連ADR委員会委員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務

所合併

H22.07.~ 岡山県収用委員会

委員

■ はじめに

高齢者の財産管理や保全 を図るために成年後見制度 を利用するケースが増えて います。

そこで、イ) 特にどのような 場合にこの制度の利用を検 討すべきか、ロ) 速やかに申 立をするにはどのような準備 が必要で、弁護士とどのよう に役割分担すべきかを説明 していきます。

なお、本人の判断能力に よって、利用できる制度は後 見、保佐、補助と異なってき ますが、制度の違いの説明 はここでは省略します。

■ 特に成年後見制度を利用すべき事案

高齢者の財産管理や保全 の必要性が高い場合、成年 後見制度を利用する価値が 高いと言えます。

残念なことですが、高齢者の判断能力が衰えていることをいいことに、財産を親族が勝手に消費したり処分したりするケースが見られます。また、高齢者の財産を自由にしたいがために親族が率先して財産管理を申し出る場合もあります。高齢者の

財産管理が、相続争いの前哨戦と言われる所以です。

このような場合は、成年後 見制度の利用を積極的に検 討すべきです。

なお、親族以外の弁護士 などが成年後見人(保佐人、 補助人)として家庭裁判にと 、事務量任されると、事務量程されると、事務量程されると、事務量程 で、事務量程がある。 で、報酬を支払わなけれますの を支払わなけれますの で、ある程度の財産がない で、ある程度の財産が が 成年後見制度は利用が難し くなってきます。

(ただし、岡山市の場合、市 長が成年後見申立を行い、 かつ生活保護受給者、又は 年収150万円以下で現金・ 預貯金等の資産が150万円 以下の方については、成年 後見制度利用支援事業助成 金から報酬が助成されること があります)

■ 申立の準備(1)

申立ができるのは、基本 的には本人、配偶者、四親 等以内の親族などに限られ ています。

弁護士は、これら申立予 定者から、現実に困っておら れる事情を聴き取りし、申立 書の内容に反映させます。

例えば、本来は代理権を 有しない保佐人、補助人で あつても、特別に対象事項 を限定したうえで代理権を付 与してもらうこともできます。

■ 申立の準備(2)

申立に必要な書類は以下のとおりです。必要な書類について、弁護士が取り寄せるのか依頼者側で準備するのかについて役割分担を協議しておく必要があります。

①申立書

これは弁護士が作成致します。

- ②本人の戸籍謄本
- ③戸籍の付票
- ④ 後見登記事項証明書

後見開始の審判などを受けていないか、あるいは既に受けているかについての証明ですが、取り寄せを弁護士に依頼する場合は、それ専用の委任状が必要です。

⑤診断書

これは本人の精神状態を明らかにするもので、成年後見制度専用の診断書用紙があります(書式は岡山地方、制所のホームページの右「裁判所のホームページの右「裁判手続きを利用する方へ」→「手続き案内」→「同山でを表してくださなり」を順次クリックしてください)。

この診断書の記載内容に 応じて、後見人か保佐人か 補助人かが事実上決まって きます。

この診断書は本人か親族 の方に取り寄せをお願いし たいところです。

- ⑥後見人(保佐人、補助人) 候補者の資料
- 戸籍謄本
- ・住民票写し
- 身分証明書
- •後見登記事項証明書

■ 申立の準備(3)

本人の財産としてどのようなものがあるのか、財産目録と関係資料(例えば預金通帳、生命保険証書の写し)を提出することになります。

把握できる範囲でとりまと めておいていただければ助 かります。

また、定期的な収入と支 出をも明らかにする必要が あります。収支予定表といわ れるものです。

これら関連資料をとりまとめて提出することになります。具体的にどのような資料が必要かは「チエックリスト」がありますので、それをもとに確認していくこととなります。

■費用

①鑑定費用

申立後、本人の判断能力 を明らかにするための鑑定 が行われる場合があります。 その費用が5万円かかりま す。

なお、診断書に記載され

た長谷川式認知症検査の結果が9点以下の場合、鑑定が不要となる場合がでてきます。

- ②申立書に添付する印紙代800円
- ③登記印紙代 2600円 (H23.4.1改訂)
- ④切手代 3740円(保佐、補助の場合は4780円)

■ その他

弁護士に依頼する場合の 手数料は、法律事務所によりまちまちですが、当事務所 では21万円を標準にしていますが、具体的な金額は実情に応じて協議して決定します。

なお、費用面の問題から、 弁護士を依頼できない場合、法律扶助制度を利用して弁護士費用を立て替えて もらうこともできます。

詳しいことは弁護士にお 問い合わせ下さい。

2011.3.25